

特定非営利活動法人北海道作詞作曲家協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人北海道作詞作曲家協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道札幌市中央区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、会員・音楽に関心のある方々に対して、作詩・作曲活動・演奏発表に関する事業を行い、音楽文化の振興と地域文化の発展に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の特定非営利活動に関わる事業を行う。

- (1) 地域住民や音楽愛好家が気軽に参加できる作詞作曲等実演ワークショップ等事業
- (2) 年齢や経験を問わず参加できる音楽作品の発表会やコンサート事業
- (3) 子どもや若者・高齢者を対象とした音楽教育・創作体験事業
- (4) 北海道内外のアーティストや団体との交流による文化ネットワーク構築事業
- (5) その他、この法人の目的を達成するための事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体
- (3) 学生会員 この法人の趣旨に賛同し事業を支援するために入会した学生

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
 - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときはその職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しく

は定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 会員の除名
- (9) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第46条において同じ。)
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (10) 事務局の組織及び運営
- (11) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合いに開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の3分の1から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があった時その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するとき 会議を行う 日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することがで

きる。

- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 47 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。
- 3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 31 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 32 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 32 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に理事会を招集しなければならない。

- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

- 3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第41条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第42条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第43条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第44条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第46条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第47条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の1以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限る)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第48条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の1以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)した時に残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で決めたものに譲渡するものとする。

(合併)

第50条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の1以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第10章 雑則

(細則)

第52条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	岡元実和
副理事長	岡田由紀子
理事	渡邊隆幸
理事	水野弘子
理事	小野靖子
監事	佐藤拓美
監事	松並順子

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から翌年 6 月 1 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 41 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

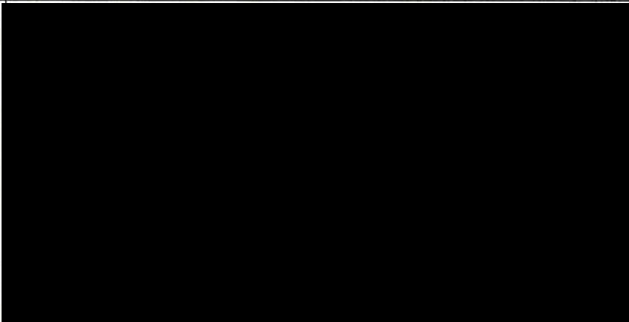
5 この法人の設立当初の事業年度は、第 45 条の規定にかかわらず、成立の日から 2027 年 3 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 正会員入会金 3000 円
正会員会費 12000 円(1 年間分)
- (2) 賛助会員入会金 0 円
賛助会員会費 10000 円(1 口以上)
- (3) 学生会員入会金と会費 共に 0 円

役員名簿

法人名	特定非営利活動法人 北海道作詞作曲家協会
-----	----------------------

役職名	氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の 有無
理事長	岡元実和		無し
副理事長	岡田由紀子		無し
理事	渡邊隆幸		無し
理事	水野弘子		無し
理事	小野靖子		無し
監事	松並順子		無し
監事	佐藤拓美		無し

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

私たちは、作詞作曲という音楽創作活動を通して、人と人が心を通わせ、地域や世代を超えたつながりを築くことができると信じています。しかしながら、現在の社会においては、音楽の創作や発表の機会が限られていたり、地域の文化活動が縮小していたりする現状も見受けられます。

北海道作詞作曲家協会は、北海道に根ざした音楽文化の振興と、広く全国・世界との文化的交流を目指して活動を行います。プロ・アマを問わず、誰もが自由に作詞作曲を楽しみ、発表し、学び合える環境を整え、るとともに、子どもたちに向けた創作体験や音楽教育の場を提供することで、次世代の創造力と感性を育むことにも貢献したいと考えています。特に、以下のような活動を通じて、本法人の目的を実現していきます。

- (1) 地域住民や音楽愛好者が気軽に参加できる作詞作曲ワークショップの開催
- (2) 年齢や経験を問わず参加できる音楽作品の発表会やコンサートの実施
- (3) 子どもや若者・高齢者を対象とした音楽教育・創作体験の企画・実施
- (4) 北海道内外のアーティストや団体との交流による文化ネットワークの構築

この法人は、会員・近隣住民に対して作詩・作曲活動・演奏発表に関する事業を行い、音楽文化の振興と地域文化の振興と地域文化の発展に寄与することを目的として、設立します。

2 申請に至るまでの経過

本会は3年前、個人の私的融資によって立ち上げられ、地域の作詞・作曲家たちが力を合わせて年に一度の作品演奏発表会を継続してきました。しかしながら、ホールの借り上げ費用をはじめ、チラシやプログラムの制作費、運営経費など、年々増大する支出に対し、チケット販売などの収入が追いつかず、活動の継続が困難な状況にあります。

それでも、音楽文化を育み、創作の場を共有してきたこの会の意義を信じ、「何とか続けたい」と願う声、が、会員一人ひとりに上がっています。

こうした声を受け、今後の活動をより安定的かつ公的に行っていくために、特定非営利活動促進法（NPO法）に基づいて法人格を取得することを決意するに至りました。

2025年11月24日

特定非営利活動法人 北海道作詞作曲家協会

設立代表者 住所又は居所

氏名 岡元実和

2026年度事業計画書

法人成立の日から 2027年3月31日

特定非営利活動法人北海道作詞作曲家協会

1 事業実施の方針

設立初年度は、定款の事業に対しての準備を行い、次年度よりホールを借り上げ開催、収録 Youtube での公開をする準備、他事業の準備検討をします。

2 事業の実施に関する事項

定款の事業名	事業内容	実施予定日	実施予定場所	従事者の 予定人数	受益対象者の範囲 及び予定人数	事業費の予算額（千円）
（1）地域住民や音楽愛好家が気軽に参加できる作詞作曲等実演ワークショップ等事業	ワークショップ等	適宜	公的な施設など	3名	無し	10
（2）年齢や経験を問わず参加できる音楽作品の発表会やコンサート事業	北海道作詞作曲家協会作品発表演奏会（会員が作った音楽作品の発表演奏会）	6月あるいは9月（予定）	かでのホール	出演者+20名程度	札幌市及び周辺地域住民 200 人程	450
（2）年齢や経験を問わず参加できる音楽作品の発表会やコンサート事業	会員が作った音楽作品の発表演奏会の収録、編集 youtube での公開	演奏会後、2 か月程度後から	かでのホールで収録 編集は専門技術さんへ委託	出演者+20名程度+視聴者	Youtube 視聴者	190
（2）年齢や経験を問わず参加できる音楽作品の発表会やコンサート事業	会員が作った音楽作品の演奏発表会への誘致	演奏会前 3 か月より	チラシ、プログラム、チケットデザイン構成、印刷。アナウンス原稿作成、アナウンス。	理事数名と来場する子どもたち	かでのホール周辺、公共施設・学校施設への配布	250
（3）子どもや若者・高齢者を対象とした音楽教育・創作体験事業	ワークショップ等	適宜	公的な施設など	3名	無し	10
（4）北海道内外のアーティストや団体との交流による文化ネットワーク構築事業	ネットワークの構築	適宜	公的な施設など	3名	無し	10
（5）その他、この法人の目的を達成するための事業	無し					0

2027年度事業計画書

2027年4月1日から2028年3月31日

特定非営利活動法人北海道作詞作曲家協会

1 事業実施の方針

設立2年度は、ホールを借り上げコンサートの開催、収録したものをYouTubeで公開、他事業の試行をします。

2 事業の実施に関する事項

定款の事業名	事業内容	実施予定日	実施予定場所	従事者の 予定人数	受益対象者の範囲 及び予定人数	事業費の予算額（千円）
(1) 地域住民や音楽愛好家が気軽に参加できる作詞作曲等実演ワークショップ等事業	ワークショップ	年一回	公的な施設など	5名	10名程度	14
(2) 年齢や経験を問わず参加できる音楽作品の発表会やコンサート事業	北海道作詞作曲家協会作品発表演奏会（会員が作った音楽作品の発表演奏会）	6月あるいは9月（予定）	かでのホール	出演者+20名程度	札幌市及び周辺地域住民200人程	200
(2) 年齢や経験を問わず参加できる音楽作品の発表会やコンサート事業	会員が作った音楽作品の発表演奏会の収録、編集 youtubeでの公開	演奏会後、2か月程度後から	かでのホールで収録 編集は専門技術者へ委託	出演者+20名程度+視聴者	Youtube 視聴者	200
(2) 年齢や経験を問わず参加できる音楽作品の発表会やコンサート事業	会員が作った音楽作品の演奏発表会への誘致	演奏会前3か月より	事務局にてフライヤー作成 理事による配布（当日使用するプログラム、チケット印刷費用含む）	理事数名 来場する子どもたち	かでのホール周辺、公共施設・学校施設への配布	200
(3) 子どもや若者・高齢者を対象とした音楽教育・創作体験事業	ワークショップ	年一回	公的な施設など	3名	無し	14

(4) 北海道内外のアーティストや団体との交流による文化ネットワーク構築事業	ネットワーク構築事業	年一回	公的な施設など	3名	10名程度	10
(5) その他、この法人の目的を達成するための事業	コンサート事業の関係CDなどの配布を検討する	適宜	事務局	5名	無し	10

設立当初の事業年度 活動予算書

法人成立の日から2027 年3月31日まで

特定非営利活動法人北海道作詞作曲家協会

(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取入会費 (③3000円×15人)	45,000		
正会員受取年会費 (③12000円×15人)	180,000		
賛助会員受取入会費 (③0円×2口)	0		
賛助会員受取年会費 (③10000円×2口)	20,000		
学生会員受取入会費 (③0円×3口)	0		
学生会員受取年会費 (③0円×3口)	0	245,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	250,000		
施設等受入評価益	0	250,000	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	250,000	250,000	
4. 事業収益			
音楽教育・創作体験事業収益	200,000	200,000	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			945,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
旅費交通費	0		
施設等評価費用	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
会場借り上げ費用	250,000		
舞台音響	150,000		
舞台監督費	66,000		
印刷費	234,000		
CD、YOUTUBE制作費	220,000		
その他経費計	920,000		
事業費計		920,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	25,000		
旅費交通費	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
その他経費計	25,000		
管理費計		25,000	
経常費用計			945,000
当期経常増減額			0
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			0
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			0

2027年度活動予算書
2027年4月1日から2028年3月31日まで

特定非営利活動法人北海道作詞作曲家協会
(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取入会費 (※3000円×15人)	45,000		
正会員受取年会費 (※12000円×15人)	180,000		
賛助会員受取入会費 (※0円×2口)	0		
賛助会員受取年会費 (※10000円×5口)	50,000		
学生会員受取入会費 (※0円×3口)	0		
学生会員受取年会費 (※0円×3口)	0	275,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0		
施設等受入評価益	0		
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	250,000	250,000	
4. 事業収益			
音楽教育・創作体験事業収益	138,000	138,000	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			663,000
II 経常費用			
1. 事業費	0		
(1) 人件費	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
旅費交通費	0		
施設等評価費用	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
会場借り上げ費用	100,000		
舞台音響	50,000		
舞台監督費	35,000		
印刷費	243,000		
CD、YOUTUBE制作費	220,000		
その他経費計	648,000	648,000	
事業費計			
2. 管理費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	15,000		
旅費交通費	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
その他経費計	15,000	15,000	
管理費計			
経常費用計			663,000
当期経常増減額			0
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額	0		0
前期繰越正味財産額	0		0
次期繰越正味財産額	0		0